役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸仁会(以下「法人」という。)の業務に従事する 役員等の報酬、慶弔及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等が理事会、監事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給する。

1日4、000円(源泉徴収税日額控除後の金額)

- 2 報酬額は、評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、 出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 3 理事において、施設職員を兼務する者には、第1項は適用しない。

(報酬の支払い方法)

- 第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。
 - (1) 第3条1項の役員等についてはその都度現金にて支払う。

(交通費)

- 第5条 以下のとおりの金額をその都度現金にて支払う。
 - ①理事会・評議員会・監事会への出席…2、000円/日
 - ②その他法人業務に携わったときの交通費

…2、000円/日

2 理事において、施設の職員を兼務する者には、第1項は適用しない。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は、法人の規程する職員旅費規程を適用する

第4章 慶 弔

(慶弔)

第7条役員等が次の各号に該当した場合には、法人より慶弔費用が支出される。

①死亡 20,000円と花環または生花

③慶事 10,000円

第5章 その他

(その他)

第9条 評議員選任・解任委員会、苦情解決委員会の委員が職務を遂行するにあたって の報酬については第3条1項、交通費については第5条1項を適用する。

第6章 雜則

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、特殊な場合についてはその都度協議し、理事 長が決定する。

(改正の手続き)

第11条 この規程を改廃するにあたっては、社会福祉法人幸仁会評議員会の議決によりおこなう。

附則

この規程は平成 28年 11月 22日から施行する